

下記の物品の借入れについて、一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

令和元年7月19日

静岡県知事 川勝平太

1 担当部局

〒420-8610 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県警察本部総務部会計課調度第一係

電話番号 054-271-0110 内線2244

2 競争入札に付する事項

- (1) 入札番号 第10037号
- (2) 賃借物品及び数量 特定シーン検索システム 2式
- (3) 賃借物品の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (4) 賃借期間 令和元年9月1日から令和6年8月31日まで
- (5) 納入期限 令和元年8月31日
- (6) 納入場所 静岡県警察本部の指定する場所
- (7) 入札方法 総価による。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の60分の1に相当する金額（令和元年9月分）に100分の8に相当する額を加算した金額及び入札書に記載された金額の60分の59に相当する金額（令和元年10月から令和6年8月分）に100分の10に相当する額を加算した金額の合計額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から、これらの加算する割合の金額を減額した額を入札書に記載すること。

3 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県が発注する物品の製造の請負、買入れ又は売払いに係る競争入札参加資格において、「物品賃貸」の営業種目について競争入札参加資格を有する者又は新たに競争入札参加資格の審査を受けて参加資格を認められた者であること。
- (3) 静岡県の物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止期間中の者でないこと。
- (4) 次のアからオのいずれかにも該当しない者であること。
 - ア 役員等（個人である場合にあつては当該個人をいい、法人である場合にあつては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下各

号において同じ。)であると認められる者

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

4 入札関係書類の交付期間、交付場所及び交付方法

(1) 交付期間

公告の日から令和元年7月23日（火）までの日（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

(2) 交付場所

上記1の場所において交付する。

(3) 交付方法

無償交付で直接行うものとする。

5 入札参加申請書等の提出

入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す方法により入札参加申請書等を令和元年7月26日（金）午後5時まで（土曜日及び日曜日を除く。）に、上記1の場所に提出すること。

6 入札手続等

(1) 入札執行日時

令和元年8月2日（金）午前11時30分

(2) 入札の場所

〒420-8610 静岡県静岡市葵区追手町9番6号
静岡県警察本部（県庁別館内）10階 第3会議室

(3) 入札方法

入札書は持参するものとし、郵送又は電送による入札は認めない。

(4) 入札保証金及び契約保証金

免除

(5) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件等に違反した者のした入札は、無効とする。

(6) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要

7 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 本契約は、長期継続契約とする。
- (3) 詳細は、入札説明書による。